解体工事に要する費用等

建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項 に規定する対象建設工事の場合、記入すること。

対象外の工事の場合、記載欄(1)~(4)に「対象外」と記載してください。

(1)解体工事に要する費用	¥ * * * , * * * —
(2)再資源化等に要する費用	¥ * * * , * * * —
(3)分別解体等の方法	手作業or手作業・機械作業の併用or機械作業 など
(4)再資源化等をする施設の名 称及び所在地	* * * * 株式会社 * * 市 * * 町 * * * 番地